



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2025 年 9 月 18 日(木)

最低賃金審議ようやく決定

最低賃金全国平均過去最高の 1,121 円に

最低賃金の目安は例年 8 月ころには出そろい、全国で 10 月中に発効というパターンでした。今年は昨年よりさらに国の決めた上げ幅の目安額を大きく上回る回答が相次ぎ、39 道府県で目安を上回り、初めて 47 都道府県全てで 1,000 円を越えました。

今年は去年最下位の県は世論も強く、最下位にならぬよう他県の金額を見ながら決定したようです。最大の上げ幅は目安を 18 円上回る 82 円を決定した熊本県です。東京の 1,226 円が最も高く、高知、宮崎、沖縄の 1,023 円が最も低かったのですが、最高額に対する最低額の割合は 83.4%と 11 年連続で改善しています。

最低賃金発効日を遅らせる地域相次ぐ

発効日も 10 月中は半数以下で例年より遅く、11 月や 12 月も多くあります。一番遅いのは来年の 3 月 31 日です。使用者側の主張で、年末の年収の壁問題にぶつかり、就業調整される、支援策を待つ時間も作れるなどの理由があります。隣接県より少しでも高くし地域間の賃金格差をなくして人口流出に歯止めをかけたい気持ちと経営への圧迫で悩ましい状況です。

令和 7 年度地域別最低賃金答申状況

	時給	上げ幅		時給	上げ幅
北海道	1075 円	65 円	滋賀	1080 円	63 円
青森	1029	76	京都	1122	64
岩手	1031	79	大阪	1177	63
宮城	1038	65	兵庫	1116	64
秋田	1031	80	奈良	1051	65
山形	1032	77	和歌山	1045	65
福島	1033	78	鳥取	1030	73
茨城	1074	69	島根	1033	71
栃木	1068	64	岡山	1047	65
群馬	1063	78	広島	1085	65
埼玉	1141	63	山口	1043	64
千葉	1140	64	徳島	1046	66
東京	1226	63	香川	1036	66
神奈川	1225	63	愛媛	1033	77
新潟	1050	65	高知	1023	71
富山	1062	64	福岡	1057	65
石川	1054	70	佐賀	1030	74
福井	1053	69	長崎	1031	78
山梨	1052	64	熊本	1034	82
長野	1061	63	大分	1035	81
岐阜	1065	64	宮崎	1023	71
静岡	1097	63	鹿児島	1026	73
愛知	1140	63	沖縄	1023	71
三重	1087	64	全国平均	1121	66

人件費急増による利益圧迫に対処する必要があります

